

「所有者不明土地問題」に関する3つのあるべき姿に向けた対策の方向性(提言骨子概要)

対策の方向性(一部に長期的検討課題を含む)

3つのあるべき姿

1. 所有者不明土地を円滑に利活用又は適切に管理できる

- 利活用の円滑化
 - 利活用のための制度の創設・改善等
 - ・ 所有者不明土地の公共的利活用を可能とする制度の創設
 - ・ 既存制度の改善等(土地収用法、財産管理制度、農地制度、森林法)
 - ・ 共有や相隣関係等のルールの見直し
 - ・ 制度活用のための環境整備(サポート体制の構築等)
 - 所有者探索の円滑化
 - ・ 合理的な探索範囲の明確化
 - ・ 公的機関等の調査の実施・活用
 - ・ 既存情報の利活用範囲拡大、連携
- 所有者不明土地の外部不経済防止
 - ・ 財産管理制度、農地制度、森林法の制度の活用・見直し、共有地の管理に係るルールの明確化 等

2. 所有者不明土地を増加させない

- 所有権の移転を確実に捕捉
 - 不動産登記の促進(相続登記に係る登録免許税の減免 等)
 - 不動産登記の実質的義務化
- 空地・空家、遊休農地、放置森林の利活用等
 - … 利活用が所有者不明土地増加防止にも資する
- 所有者の責務を課し、所有権放棄を認める
 - … 所有権放棄された土地の管理・利活用の仕組みづくりも要検討

3. すべての土地について真の所有者が分かる

- 土地情報基盤の構築等
 - 各種台帳等(※)の総合的な連携による新たな情報基盤の構築
 - ※ 登記情報、農地台帳、林地台帳、固定資産課税台帳、戸籍・住民基本台帳等
 - 長期相続登記未了土地等の所有者確定作業の戦略的实施
 - … 情報基盤構築で捕捉できない所有者不明土地について、地理空間情報を用いることで戦略的に解消